令和９年度精神保健福祉援助実習受入要領

埼玉県立精神保健福祉センター

１　受入原則

埼玉県立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、埼玉県（以下「本県」という。）における地域精神保健福祉活動を推進する役割を担っていることから、精神保健福祉士養成課程における実習生の受入れについて、積極的に取り組む必要がある。

よって、センターは本来業務に支障を来さない範囲において、最大限の実習生の受入れを行うものとする。なお受入実習生者数については、精神保健福祉援助実習委員会において検討し、決定する。

２　受入選定基準

以下の基準（１）から（５）を全て満たすこと。

（１）次のいずれかの者で、受入人数を超えた場合は、優先順位をアイウエの順とする。

ア　本県に所在地がある精神保健福祉士養成校（精神保健福祉士法第７条第１号から第１１号の各号いずれも含む）に在籍し、卒業後本県内での精神保健医療福祉施設での勤務を希望している者。

イ　他都道府県に所在地がある精神保健福祉士養成校（精神保健福祉士法第７条第１号から第１１号の各号いずれも含む）に在籍し、既に本県内での精神保健医療福祉施設に勤務している者。

ウ　他都道府県に所在地がある精神保健福祉士養成校（精神保健福祉士法第７条第１号）に在籍し、本県在住者であり、卒業後本県内での精神保健医療福祉施設での勤務を希望している者。

エ　その他、精神保健福祉援助実習委員会において受入れが適当と認めた者。

（２）養成校指導教員の推薦が得られていること。

（３）実習開始前１２か月以内に受診した健康診断において、実習開始に支障が無いことが確認されていること。

（４）原則として、午前８時３０分から午後５時１５分までの時間（休憩４５分間）での実習に臨むことができる者。

（５）養成校指導教員が実習期間中指導のために来所するとともに、センターの求めがある時は直ちに対処できること。

３　通知方法及び受入手順

（１）ホームページに「令和９年度精神保健福祉センター実習受入要領」、「精神保健福祉センター実習生受入要件」、「希望申請の留意事項」、「令和９年度精神保健福祉援助実習希望願［様式１］」及び「令和９年度精神保健福祉援助実習希望調書〔様式２〕」を掲載する。

（２）申込期限は、令和８年１２月２４日（木）までとする。

（３）受入決定の可否は、令和９年２月末日までに実習希望者在籍校あて回答する。

４　実習体制

（１）受入期間　令和９年６月～令和１０年２月

※　福祉系大学４年生については、受入期間の前半に受入れるよう配慮する。

（２）実習期間

ア　精神保健福祉センター（精神科デイケア以外）
１５日間（１２０時間）

イ　精神保健福祉センター（精神科デイケア）
１２日間（９０時間）

（３）受入人数　５名程度

※　１校からの実習生の受入れは１名以内とする。

※　なお、実習希望者が５名を超えた場合は、前年度の実習をお断りした養成校を優先する。

（４）実習指導者　適宜実習指導者を配置する。

（５）実習スケジュール

ア　実習事前打合せ及びオリエンテーション
実習開始１ヶ月前頃、実習事前打合せ及びオリエンテーション

イ　精神保健福祉援助実習
※　実習期間中に担当教員を含めた振り返りを行う。

ウ　実習終了後、約１か月後に評価を回答